

湘南ライフタウン B 茅ヶ崎 自治会

自主防災隊

防災・減災活動マニュアル

H29 年度版

自主防災隊編

地震が発生した・・・その時



- 1、被害者にならないために
- 2、加害者にならないために
- 3、傍観者にならないため



「広報茅ヶ崎」H23 年 9 月 1 日号より

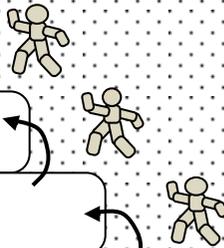
防災・減災は、ステップ バイ ステップ

公助：小出地区・大庭地区防災拠点

共助：自分たちのB茅ヶ崎は、
自分たちで守る（自主防災組織）

近助：近隣への救援・救助（互助精神）

自助：自らの命は自ら守る。家族を守る（基盤となる）



目次

	はじめに	1
	1. その時、B 地区茅ヶ崎に何が起こるのか	2
	2. 平常時の住民一人ひとりの地震に対する備え	2
住民一人ひとりの 行動指針	3. 地震発生時の行動指針 ～住民一人ひとりの行動指針～	
	3-0 警戒宣言発令（東海地震）・・・安全への行動	4
	緊急地震速報・・・安全への行動	4
	3-1 地震発生・・・身の安全確保	4
	3-2 地震停止直後・・・火の元確認	4
	3-3 地震発生～10分後・・・家族・家屋の確認	4
	・・・タオル掲揚	4
	3-4 地震発生10～20分後・・・近隣の安全確認	4
	3-5 地震発生20～1時間後・・・状況把握と避難準備	5
	3-6 地震発生後1時間～ ・・・避難所生活者及び在宅避難者の生活準備	6
3-7 地震発生後1時間～ ・・・留守宅及び周囲の巡回警備協力	6	
3-8 大火災発生時・・・広域避難場所へ避難	6	
3-9 地震発生後の住民の留意事項	6	
	4. 平常時の自主防災隊の備え	7
自主防災隊の役割	5. 地震発生時の行動指針・・・街区役員、自主防災隊の役割	8
	5-1 地震発生20分～30分 ・・・一時避難所（集会所）の開設	8
	・・・自主防災対活動の開始	8
	5-2 地震発生30分～1時間・・・情報収集と調整	9
	5-3 地震発生1時間～6時間・・・避難	9
	5-4 地震発生6時間以降・・・在宅者への対応他	10
5-5 大火災発生時	10	
	あとがき	11

はじめに

防災（減災）は、B 地区の地域性（海拔など）、地盤、耐震住宅、地震の知識、生活環境、居住者のことなどを考慮する必要があります。

その上で、住民一人ひとりの「自助」と「近助」「自主防災隊」の「共助」の機能の実現性が求められます。

そのために“もの”の備えやどのような“やり方”（訓練を含めて）で実現できるか、ハード、ソフトの両面から地震に備えておく必要があります。

地震発生確率

H23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、30 年以内で発生する確率が、M7.5 前後 99%と想定されていた。今後、東海地震が 30 年以内で発生する確率は、88%と想定されている。（3.11 以前は 87%であった）首都直下型地震の発生確率は、30 年以内に 70%程度。

居住開始と居住人数

B 地区には、S52 年から住み始めた。土地は、全て 50 坪以上。住居は、すべて一戸建て住宅。B 地区の居住者は、H25 年度 65 歳以上の方が一人でもいる世帯が全世帯の 70%。
H26 年度 330 世帯 男 419 人 女 462 人 計 881。

B 地区の開発前の地盤

B 地区が開発される前は、谷戸が入り組んで、比較的起伏に富んだ地形で、丘陵には関東ローム層が厚く堆積し、谷戸には谷を刻んだ小河川によって運ばれた土砂が堆積している。

開発は、高い所を削って、低い所を埋めて整地したと伝えられている。（滝の沢、羽根沢、谷戸などの地名がある）

生活環境と市境問題

B 地区は、湘南ライフタウンの中にあって、学校や病院、商店などの生活の施設はほとんどが便利な藤沢市に頼っている。

湘南ライフタウン内にある茅ヶ崎地区は連携して、藤沢市に編入するように、「市境問題」として取り上げ、両市に働きかけている。

防災関係の組織

防災関係の組織では、藤沢湘南大庭地区防災協議会と小出地区自治会連合会 防災部会に属して活動をしている。

避難所は滝の沢小学校と小出小学校としている。このため、茅ヶ崎市と藤沢市の両市の防災の考え方ややり方を熟知していなければなりません。

1. その時、B 地区茅ヶ崎で何が起きるのか

東日本大震災や阪神・淡路大震災のような震度 7 クラスの地震が茅ヶ崎で起こったら……。その時、あなたの周りでどのような被害が出るのか、また被害を最小限に収めるための備えを考えてみましょう。
(茅ヶ崎市地域防災計画から)

1-1 地盤によって震度が違います

B 地区茅ヶ崎は海側の砂丘地盤とは違い、関東ローム層という比較的強い地盤の上に位置しています。しかし、B 地区茅ヶ崎は一枚地盤ではなく、切り土と盛り土地域が在ります。さらに各戸の地盤の造り方も違います。したがって、大きい地震発生の際は、地域や場所によって揺れに差が生じることも予想されます。

1-2 旧耐震基準の建物は巨大地震で大きな損傷発生の危険

平成 25 年 5 月の防災アンケート調査によると地区内の建物で耐震対策を積極的に講じていない建物の比率は 50% 強ありました。この建物の構築年は 1981 年（昭和 56 年）以前と思われます。すなわち旧建築基準法（昭和 56 年 5 月以前）に基づく建造物は新耐震基準（昭和 56 年 6 月施行）で造られた建物に比べ巨大地震発生の際には大きな損傷が発生する危険性があると考えられます。

1-3 室内のあらゆるものが凶器に変わる

震度 7 の激しい揺れの中では歩くこともままなりません。身動きの取れないまま、家具、テレビ、冷蔵庫等が大きく移動し、倒れ、食器棚の皿や高い所に置いたものが飛んでくる等、室内のあらゆるものが凶器へと変わります。

2. 平常時の住民一人ひとりの地震に対する備え

防災・減災の起点は、**住民一人ひとりの備え** です。平常時に地震発生時の起こる被害のことをイメージします。イメージは過去の地震の経験を参考に読み解きます。「自助」の自らの命は自ら守るために、ここでは、イメージした被害ができるだけ少なくなるように対処すること（減災）を考えます。

2-1 住民一人ひとりの備え・・・地盤の認識

自宅が建っている地盤の状況を確認し、状況に応じた耐震性の向上を図って、備えましょう。

(参考)
「茅ヶ崎市液状化ハザードマップ」

2-2 住民一人ひとりの備え・・・家の耐震性の強化

特に昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅は、建物の耐震性の向上のため、住居の耐震診断と補強が望まれます。

茅ヶ崎市建築指導課では、建物何でも相談（無料）、耐震診断（99,000 円を 66,000 円～全額補助）、耐震補強工事（費用の 1/2（上限 50 万円＋耐震診断の自己負担額 33,000 円を補助、高齢者世帯は 20 万円の割増！）を受け付けています。

(注) 補助内容、補助金等は、行政年度で変わるので確認してください。

(参考)
耐震改修案内

2-3 住民一人ひとりの備え・・・家具などの転倒・落下・移動・破損の防止

- ・家具等の転倒、移動防止
- ・装飾品の落下防止
- ・ガラスの飛散防止
- ・家具や装飾が危険なためそばで寝ないように。

茅ヶ崎市建築指導課 建築安全担当では、家具転倒防止金具等取り付け事業を行っている。対象は 65 歳以上の方のみ世帯など、費用は金具代等の実費（L 字金具を 2 個設置した場合は 1,000 円程度）

(注) 補助内容、補助金等は、行政年度で変わるので確認してください。

(参考)
「防災だより」
No. 7 No. 1～5

1. その時、B 地区茅ヶ崎で何が起きるのか

1-4 最悪 1ヶ所で建物火災が発生

最悪一カ所で建物火災の発生が予想されます。建物間の距離が近く、木造建築が多く、密に立っているところは延焼の危険が高くなります。

阪神・淡路大震災では 203 件の火災が発生し、焼損棟数は約 7500 棟に上りました。

1-5 停電、水道、ガスも供給停止の事態が発生

東日本大震災では東北から関東地方にかけて、広範囲で停電になり、都市ガスの供給も停止しました。

電気、ガス、水道の停止だけでなく通信・電話の集中使用による連絡の途絶も考えられます。

阪神・淡路大震災では電気の復旧に約 1 週間、ガス、水道の復旧に 2~3 ヶ月要しました。



2. 平常時の 住民一人ひとりの地震に対する備え

2-4 住民一人ひとりの備え・・・消火活動の訓練に積極的参加 (火災発生元にならないように)

- A, 消火活動への積極的な参加
初期消火活動を迅速にできるよう積極的に訓練に参加する。
- B, 初期消火用機材の準備
消火器、バケツ、タオルケット等を平時から台所付近に準備のこと。
- C, 火災警報器の設置
火災を早期に感知する機器を寝室、階段の上部に設置すること。

(参考)「防災だより」
No.6 No.8~10 No.15

2-5 住民一人ひとりの備え・・・生活必需品の備えと安否確認

- A, 食糧・飲料水・生活必需品の備蓄を。
ライフラインの停止に備え、各家庭に 7 日間以上は生活できるよう備蓄をしてください。(飲料水は 1 人 3 リットル/日を 7 日分)
- B, 非常持ち出し品の準備
避難時すぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意すること。具体的な保管場所は車のトランク等が便利。
- C, 隣近所の助け合い
個人や家族だけの力では限界があり、お互いの協力が必要です。隣近所の安否確認、初期消火に協力してください。
- D, 簡易トイレの準備
食糧・飲料水とトイレは対で考えましょう。下水道が被害に遭うと水洗できません。いろいろなタイプが市販されているので準備してください。トイレタンクの水は常に流しているので飲料水として利用できます。逆にトイレ洗浄は汚水で可。
- E, 家族の安否の確認方法の約束ごと
その時、何処にいても確認しあえる約束ごとを明確にしておきましょう。例えば玄関付近に貼紙で家族に知らせる、NTT171 番を利用するなどがあります。

3. 地震発生時の行動指針

～ 住民一人ひとりの行動（1/3）～

国や自治体だけに頼る防災・減災には限度がある。自らの命（含む家族）は自ら守る自覚を持つことが防災・減災の基本です。

3-0 警戒警報（東海地震）・・・安全への行動
緊急地震速報・・・安全への行動
 大きな地震が来るとの予報を信じて安全への行動をとります。

3-1 地震発生・・・身の安全確保

- A, グラッ!大地震がきたら直後の落ち着いた行動があなたの命を守り、二次災害を防ぎます。
- B, 家にいるときはまず机またはテーブルの下へ・・・勝負は発生後の3分間です。生死を分けるのはこの3分間です。
- C, 揺れが少し収まって歩行が可能になったら

C-1 火の始末

ガスの元栓を閉め、電気製品のコンセントを抜きましょう。
 もし、火が出ていたら備え付けの消火器、三角バケツで初期消火。常備した消火器、三角バケツはこの時のためです。
 油の火災の場合は湿らせたタオルで炎を全体に覆い初期消火してください。

C-2 脱出口の確保

まずは脱出口を確保。玄関のドアや窓を開けてください。逃げるのはその後です。

3-2 地震停止直後・・・火元の確認

A, 火元の再確認

もう一度火元を確認します。

B, 水を貯める

浴槽に水を貯めましょう。（常日頃、浴槽には水を貯めておきましょう）これは飲料水ではなくトイレ等のために使用する生活用水です。何よりも水の確保が第一です。

（注）：幼児のいる家庭では水張りによる万一の事故には十分注意してください。

3-3 地震発生 ～ 10分後・・・家族・家屋の確認

A, 家族の安全確認

倒れた家具の下敷きになっていないか？ 家の中を見回ります。

B, 靴などを履く

ガラスの破片などが危険です。絶対に裸足で歩かないこと。厚手のスリッパや家の中でも靴を履きましょう。古い靴などを寝室に置いておくと良いでしょう。

C, 家屋や家族の状況確認

念のためもう一度ガスの元栓を確認する。揺れで家の中の電線が切れているかもしれないので電気のブレーカーを切ってください。

D, タオル掲揚

自宅に異常がなく家族の安全が確認できたら、備えてある「我が家は安全」のタオルをポスト、門扉など外部から見易い所に下げて「この家は無事です」の世帯の安全確認の信号を出してください。

3-4 地震発生 10 ～ 20分後・・・近隣の安全確認

A, 漏電・ガス漏れに注意

もう一度、電気のブレーカーが落ちていること、ガスの元栓が閉まっていることを確認してください。

B, 近隣の安全を確認（安否確認）

行方不明者はいないか、けが人はいないか？ 特にお年寄りや身体の不自由な方、一人住まい及び要支援者家族の安否を念入りに確認しましょう。安全で異常がないと判断した時は「我が家の無事」を示す「タオル」を掲げたまま街区役員の活動に協力しましょう。

C, 火災による延焼防止に協力

- C-1 火災の発生の際は「**火事だ**」と大声で近所に声をかけましょう。
- C-2 外置き消火器、場合によっては防災倉庫横の消火栓ホースを使い協力して延焼防止に協力しましょう。
- C-3 延焼の時間を遅らせるため雨戸を閉める

3. 地震発生時の行動指針

～ 住民一人ひとりの行動（2/3）～

3-5 地震発生 20分～1時間後

・・・状況把握と避難準備

- A. ラジオ・TV等で正しい情報を得ましょう
一番怖いのはデマです。ラジオなどで地震の規模、被災状況など正しい情報を把握しましょう。停電に備えて、一家に1台は携帯ラジオを準備しましょう。携帯その他の情報機器で災害情報を把握しましょう。
- B. 家屋の倒壊に注意
大きな余震があります。家屋の新たな二次倒壊にも注意してください。ここでの判断が重要です。危ないと判断したら一時避難所へ。
- C. 電話はなるべく使わない
火事や重傷者の連絡など緊急時以外は電話を使わないように。友人や家族の安否の確認は落ち着いてからにしましょう。
- D. 茅ヶ崎市や警察が発する災害情報を入手しましょう。
- E. 家の中に危険がなければ外へは出ない。
家の中に安全な場所を作ることを考えておきましょう。
小さい子供、老人の方は外に出るのは避けましょう。判断は難しいので平時に考えておきましょう。
- F. 一時避難所（集会所）への避難の判断
避難の判断はこのような時です。判断は自分で。
F-1 ミシミシと音がする家屋は危険です。
F-2 家屋が傾いている。または大きな亀裂が入っている。
F-3 自分で消火できないほどの火がでている。
F-4 近所で大規模な火災が発生している。
F-5 ラジオ放送やTV等で大きな余震を報じている。

- G. 避難する場合は、一時避難所（集会所）にて避難先を登録し、避難誘導班の指示に従って避難しましょう。
- H. 避難しない場合は、一時避難所（集会所）にて在宅避難を登録し、飲料水などの救援が受けられるようにしましょう。
（可能ならば一時避難所（集会所）に出向いて自主防災隊に参加して手助けしましょう）



【避難時の注意事項】

- 注-1 今一度火元の“閉”を確認し、ブレーカの“切”位置を確認する。
- 注-2 普段から茅ヶ崎市の「ちがさき安心カード」を身に着ける。
さらに「安心カプセル」に入れ冷蔵庫にも保管しておく。
- 注-3 ヘルメットや防災ずきんをかぶる。
- 注-4 荷物は最小限に（1人10kg以下）
- 注-5 外出中の家族にメモを残す。
- 注-6 車での避難は厳禁。
- 注-7 お年寄りや子供から目を離さない。
- 注-8 ドア、玄関のカギをかける。

3. 地震発生時の行動指針

～ 住民一人ひとりの行動 (3/3) ～

3-6 地震発生後 1時間 ～

・・・避難所生活者及び在宅避難者の生活準備

停電、断水、ガス供給停止、排水管の不具合など家屋に寝泊まりできた方（在宅避難者という）も非常に不便な生活環境となります。

- A. 3日～7日間は公助からの手助けはないものとの前提で食糧、飲料水の使用計画を立てる。
- B. 衛生面を考慮した簡易トイレを準備する。
簡易トイレはいろいろの種類が市販されている。必ず準備し使用に対しても衛生面に配慮しましょう。

3-7 地震発生後 1時間 ～

・・・留守宅及び周囲の巡回警備協力

防災隊もできる限り表記留守宅や地区見回りを実施するが、発生後16時間経過あたりから窃盗団のような副次的被害が入り込む可能性があります。避難所生活者宅(留守宅)の警備(盗難防止)と在宅避難者宅の巡回警備に協力する。

特に避難者の留守宅または半倒壊の家屋が狙われます。自己防衛の意味もあり、留守宅周辺には特別の配慮を各自目配りしてください。

留守宅の警備や状況調査などはボランティアといえども断ってください。警察署や場合により自主防災隊が時間を割り付けて24時間体制での見回りなども配慮する必要があります。

3-8 大火災発生時

・・・広域避難場所へ避難

自主防災隊の広報の指示に従って、住民の皆さんは指定の場所に集結し、避難誘導班の指示に従って指定された広域避難場所まで移動することになります。自宅を留守にすることになるので避難時の注意事項の手順で安心・安全を確認して指定の場所に集合すること。

広域避難場所は下記の2か所です。

- ・茅ヶ崎市；湘南カントリークラブゴルフ場
- ・藤沢市；滝の沢小学校東側の遠藤公園広場



3-9 地震発生後の住民の留意事項

- A. 自主防災隊が流す情報は、集会所の掲示板、または巡回マイク放送などにより入手すること。
- B. 物資の配給を受ける住民は、配給前に在宅避難者の登録を行うこと。
- C. 物資の配給場所は集会所です。各自は指定された時間に取りに行くこととなります。
- D. 生活必需品の支給は市から避難所へ、避難所から自主防災隊を経由して配られます。個人が直接市に申し込むことは出来ません。
- E. 避難施設の滝の沢小学校または避難所の小出小学校から配給品の物資輸送は自主防災隊が行うが、手助け可能な方は協力手助けをお願いします。
- F. 要支援者家族への飲料水及び必要な物資の配給は第一優先で自主防災隊が行います。平時の届け出、または非常時の在宅届を自主防災隊に忘れずに届けましょう。

4. 平常時の自主防災隊の備え

各街区役員は、災害時に組織される自主防災隊の主要メンバーとして、地域の防災・減災のために活躍することを期待されています。
平常時から役割を確認して知識の習得と啓発活動に努めてください。
防災支援隊の助力を得て活動してください。

統括、本部（本部長・副本部長・防災部長・総務部長）

街区内の防犯警備対策の立案など各班に属さない案件は本部で立案し実現できるよう采配を振ること。

A、総合調整情報班

- A-1 年度計画の策定・・・活動目標（「いつまでに」「何を」「目標レベル」）
 - A-2 防災訓練の計画・実施
 - A-3 防災隊規程の改訂・配布・・・防災隊組織図（氏名入）
 - A-4 災害対策用資機材の備蓄と定期点検・整備・・・防災倉庫在庫表
（使い方・員数・機能性確認・必要機材の品ぞろえ）
 - A-5 滝の沢小学校・小出小学校の避難施設運営委員会への参画
 - A-6 災害時要援護該当者の内、避難支援希望者の把握と個人カードの作成
 - A-7 大地震発生時の危険個所調査と把握
 - A-8 地区内の世帯数と家族構成の把握（地震発生時の安否確認のため）
 - A-9 防災に関する知識の普及と防災意識の啓発
「防災だより」、「減災だより」チラシ、パンフレット、映画会、説明会等
- * なお、総合調整情報班の活動には自主防災隊として平常より行う活動を含む。

- 訓練 ① 情報収集と伝達の訓練
② ハンドマイク、メガホンによる伝達訓練

B、消火班

- B-1 家庭用消火器・三角バケツ等の設置普及と更新・斡旋
- B-2 街頭消火設備の確認（消火栓、消火器の設置場所）
・・・防災マップA

- 訓練 ① 消火栓による放水訓練 ② 消火器による消火訓練
③ バケツによる消火訓練

C、救出救護班

- C-1 応急手当方法の周知
- C-2 救出用具（バール、自動車用ジャッキ、チェーンソー等）の確認、取扱いの周知、保守管理・・・防災倉庫在庫表

- 訓練 ① 搬送機材と方法の周知と搬送訓練
② 応急手当の訓練 ③ 救出救護訓練
④ 救出用具の取り扱い訓練 ⑤ 搬送訓練

D、避難誘導班

- D-1 避難路の地図作成と危険個所把握・・・防災マップB

- 訓練 ① 避難訓練

E、給食給水班

- E-1 救援、救助の物資配分体制づくり
- E-2 食料品、飲料水等の防災物資の斡旋

- 訓練 ① 炊き出し訓練



5. 地震発生時の行動指針・・・街区役員、自主防災隊の役割

5-1 地震発生 20分～30分・・・一時避難所(集会所)の開設 ・・・自主防災隊活動の開始

● 街区役員の行動（担当街区の被害状況の収集）

- ① 街区役員は担当街区の居住者の安否、火災、家屋の被害状況及び道路等の被害状況を【被害状況(様式A)】にて把握する。
- ② 一時避難所に参集し、総合調整情報班に被害状況を報告する。その際ヘルメット及びベストを着用し徒歩、自転車、バイクで参加のこと。

A1、自主防災隊の立ち上げ

- A-11 本部役員、隊長、総合調整情報班長は真っ先に駆けつけて集会を開錠し、集会所（一時避難所）家屋の状況を把握し使用の可否を判断すること。必要なら防災倉庫も開錠する。
- A-12 ラジオ・TVからの地震情報と街区役員からの報告内容の状況から一時避難所（集会所）設営の判断をする。
- A-13 家屋倒壊による人身の生死の不明、火災による延焼の可能性があるとして判断した時には、即刻、茅ヶ崎市消防本部(119番)または藤沢市消防局(0466-22-8182)に連絡すること。茅ヶ崎市内からの199番通報は、茅ヶ崎市消防本部につながります。その際「藤沢市の救急車を希望」等と伝えると藤沢市消防局へ転送されます。
- A-14 防災本部長、副本部長、隊長及び情報班長は司令塔の役割を担い、地区内外の情報を収集して事態の把握と収拾に努めること。人数が少ない場合は昨年度の役員の支援を得ること。
- A-15 自主防災隊を作り、行動内容と役割分担の原則は決まっているが本部の指示に従い臨機応変に対応しましょう。
- A-16 命に係わる家の倒壊や火災などすぐ対処しなければならぬ状況に対処する。一方で、【被害状況(集計表)(様式B)】を使ってB茅ヶ崎として被害状況を集計し、小出防災拠点へ報告する。

B1、消 火 班

- B-11 火災が発生している場合には火災現場へ消火器、消火用ホースを持って駆けつけ消火栓に接続して初期消火にあたる。火の勢いが強く延焼の可能性があるときは茅ヶ崎消防署本部または藤沢市消防局へ連絡する。
- B-12 火災が発生してもいなくとも余震などによる火災の発生に備え消火機材を防災倉庫から取り出し点検すること。

C1、救出救護班

- C-11 家屋倒壊により人身の生死が不明の報告がある時には救出用具をもって現場に駆けつけ救出作業を行う。さらにリヤカーや担架等を持参して怪我人を安全な場所まで運び応急処置を行う。手に負えないと判断した時は茅ヶ崎消防署本部または藤沢市消防局に救援を依頼し病院への搬送を行う。
- C-12 ただちに救出救護の要請がなくとも救出救護に備えて救出救護機材を防災倉庫から取り出し点検すること。

【注意事項】

- 注-1 無線機の検討。 検討課題
女性の活用
- 注-2 自主防災隊参加者の確認と担当区分の決定を速やかに。
- 注-3 参加役員は・ベストを着用すること。
- 注-4 集会所、防災倉庫の開錠は速やかに。 検討課題
注-1
- 注-5 夜間の場合はランタン（4個）、単一乾電池の準備を速やかに。
- 注-6 滝の沢小学校、小出小学校の避難所開設の際は防災隊から人員を派遣することになるので代行者への引継ぎはスムーズに。
- 注-7 要援護者家族への支援と安否確認
家屋が倒壊の危険がある場合は一時的に集会所へ避難するよう努める。（滝の沢小学校か病院かは状況判断による）
（誰がどうやって、リヤカーかあるいは車イスで避難するか検討する。また、車椅子購入について検討する）
- 注-8 家屋が余震でも倒壊の危険のない場合は自宅避難をすすめ、可能な限り自主防災隊が手助けを行う。 検討課題
注-7 検討課題
注-8

5. 地震発生時の行動指針・・・街区役員、自主防災隊の役割

5-2 地震発生 30分 ～ 1時間後・・・情報収集と調整

A2、総合調整情報班

- A-21 避難時要支援者の安否確認を行い支援、避難の方法を検討する。
- A-22 街区役員からの被害状況を確認し、防災拠点（小出支所及び大庭市民センター）に報告し、支援を得る。
- A-23 災害拠点または避難施設からの自主防災隊への人員援助要請に対し、本部は極力対応すること。
- A-24 茅ヶ崎市（小出地区）、藤沢市（滝の沢、大庭地区）の避難所の開設準備への協力を行う。

「B 地区茅ヶ崎自治会の避難施設は滝の沢小学校と小出小学校の二ヶ所に設営されます。両避難施設は震度 5 弱以上の大地震が発生すると自動的に運営委員会によって施設の安全が確認された後開錠、設営の準備行動がとられます。」

D2、避難誘導班

- D-21 一時避難や避難誘導に備え「東羽根沢公園」に自治会テントを設置する。
- D-22 家屋が倒壊または倒壊の恐れのある家族には一時的に集会所またはテントへの避難を呼びかける。

E2、給食給水班

- E-21 救援物資等の配達時期などについて防災拠点から情報を収集し地区内に広報する。

5-3 地震発生 1時間 ～ 6時間後・・・避難

A3、総合調整情報班

- A-31 まったく住むことができない場合を除きできるだけ在宅避難を呼びかける。
- A-32 街区内または地区内の安全な家屋への一時避難の受け入れを呼びかける。
- A-33 一時避難および避難施設への避難希望者の避難者リスト（様式 C）を作成する。（氏名、街区番号、番地、電話番号、緊急連絡先等）



D3、避難誘導班

- D-31 避難施設の準備が整ったら避難者を「東羽根沢公園」に集め滝小・小出小の各避難所まで避難ルートに沿って誘導する。（別紙にルートを示す）
- D-32 避難時要支援者に対しては車いすを用意する。
- D-33 避難者リストを避難所運営委員会に提出して登録する。



5-4 地震発生 6時間以降・・・在宅者への対応他

A4、総合調整情報班

A-41 近隣内外の情報、行政の情報および復旧のための情報を収集し在宅避難者に定期的に伝達する。

A-42 防災隊及び自治会内有志で巡回班を結成し、避難所生活者宅（留守宅）の警備（盗難防止）と在宅避難者宅の巡回警備を実施する。けっして外部のボランティアによる警備は受け入れない。

E4、給食給水班

E-41 行政からの水・食糧等の救援物資の配給時間・場所等を伝達する。
（ハンドマイク、立札等の活用）

E-42 避難所または防災拠点から配給される救援物資の自治会への運搬をリヤカー等で行う。



(教訓)

◎ 国や自治体だけに頼る防災には限度がある。自らの安全は自ら守る自覚を持つことが防災の基本。

日本政府の新防災基本計画より（1995年7月18日発表）

◎ 天は自ら助くる者を助く。（「自助論」三笠書房、1985年 序論）

サミュエル・スマイルズ（1812～1904 イギリスの作家／医師）

5-5 大火災発生時

A5、総合調整情報班

A-51 自衛隊の出動要請

被害状況によっては自主防災隊での救出が困難、あるいは行政の救援ができない場合は自衛隊の出動を防災拠点経由で市長に要請する。

D5、避難誘導班

D-51 広域避難場所への避難誘導

地区内で火災が大きくなり、延焼、類焼が大きくなったとき避難誘導班は自主防災隊本部の指令によって避難者や在宅の方を含めて市指定の広域避難場所（湘南カントリーゴルフ場または滝の沢小学校東側の遠藤公園）まで自治会旗を立てて避難させる。

あとがき



発行者 平成 28 年度 湘南ライフタウン・B 地区 茅ヶ崎 自治会
 発行日 平成 29 年 4 月 改訂
 提案者 B 地区 茅ヶ崎 自治会 防災支援隊
 坂上良夫 (38-20) 山下徳郎 (36-9) 篠田 修 (62-3)
 武田隆夫 (62-2) 中村雅澄 (33-5) 臼井清志 (24-1)
 鈴木敏之 (63-1) 原田健一 (23-15)



沿 革

初 版	平成 20 年 1 月 2 日 自治会で決定
改訂②	平成 23 年 4 月 10 日 防災機器の購入 滝の沢小学校運営委員会組織変更等による見直し
改訂③	平成 27 年 3 月 東日本大震災 (H23 年 3 月 11 日) 以降の防災・減災の見直しによる全面見直し
改訂④	平成 27 年 4 月 改訂③の見直し
改訂⑤	平成 28 年 4 月 改訂④の見直し
改訂⑥	平成 29 年 4 月 改訂⑤の見直し

この「防災・減災活動マニュアル」の作成には、下記の各種資料を参考にしました。

- 「湘南大庭地区 防災計画 地域対策編 2013 年版」
湘南大庭市民センター 湘南大庭地区防災協議会
湘南大庭市民センター 地域担当 発行
- 「自主防災組織活動の手引」
～地域防災力の強化のために～ 平成 25 年 12 月 茅ヶ崎市 防災対策課
- 「小出小学校避難運営マニュアル」 茅ヶ崎市 防災対策課
- 「26 年度 防災リーダー研修」、「防災マニュアル作成」講習会資料
- 「湘南ライフタウン B 地区茅ヶ崎 自治会 防災隊
立ち上げと役割に関する手引き (自治会用)」改訂② 平成 23 年 4 月 10 日
- 「防災だより」、「減災だより」 B 地区 茅ヶ崎 自治会 発行
- 「B 地区 茅ヶ崎 自治会規約 自治会自主防災隊規程」
- 「地震への備え」監修/独立行政法人 産業技術総合研究所 理事 理学博士 加藤碩一
- 「防災倉庫の備蓄品リスト B 地区茅ヶ崎 自治会」
- 「B 地区茅ヶ崎 自治会 防災マップ」
- 「木造住宅耐震改革のご案内」(茅ヶ崎市 建築指導課)
- 「減災行動のススメ」横浜市消防局 予防課・危機管理課
- 「東京防災」平成 27 年 9 月 東京都総務局 総合防災部 防災管理課